

令和4年美浦村告示第113号

令和4年第2回美浦村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年7月7日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 令和4年7月13日 午後2時30分
2. 場 所 美浦村議会議場
3. 付議事件
議案第1号 令和4年度美浦村一般会計補正予算（第4号）

令和4年第2回美浦村議会臨時会会期日程

期 日	曜日	会 議	時 刻	議 事 内 容
7月13日	水	本会議	午後2時30分	開会 議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 閉会

令和4年第2回美浦村議会臨時会提出議案提案理由説明書

議案第1号 令和4年度美浦村一般会計補正予算（第4号）

それでは、議案第1号 令和4年度美浦村一般会計補正予算（第4号）につきまして、御説明申し上げます。

令和4年4月26日、原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議において、「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」が策定され、4つの柱の一つに「コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援」が掲げられ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、コロナ禍における原油価格・物価高騰に対応する生活困窮者対策の実施など真に生活に困っている方々への支援措置を強化することが明記されております。

このことにより、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金におきまして、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」が創設されました。

今回の補正は、この交付金を活用し、早急に対応が必要な支援事業につきまして、予算の計上をお願いするものであります。

また、美浦中学校の給食室の給湯器の交換が必要となりましたので、合わせて、補正予算の計上をお願いするものであります。

議案書の3ページをお開きください。

初めに、第1条 歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ7,987万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億2,795万円とするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書に基づき、御説明申し上げます。

最初に、歳出予算から申し上げます。

議案書の9ページをお開きください。

農林水産業費について申し上げます。

農業費の農業振興費では、新型コロナ農業経営安定化事業で、認定農業者等支援補助金2,500万円の計上をいたしております。

この補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、外食産業の需要減少等、特に大きく影響を受けている認定農業者等を対象に、事業の継続や次期作支援のため、令和3年分農業収入金額が令和2年分農業収入金額と比較して減少している方に対して補助するものでございます。

次に、商工費について申し上げます。

商工費の商工振興費では、新規事業としまして、新型コロナ対策地域経済活性化事業で、総額5,152万1,000円の計上をいたしております。

この事業につきまして、コロナ禍における原油価格及び物価高騰の対策として、当初は、プレミアム商品券の発行を予定いたしましたが、消費喚起を促すとともに、物価

高騰に苦慮する村民の生活を支えるため、村民1人あたり3,000円の商品券を配布するものでございます。

次に、教育費について申し上げます。

保健体育費の学校給食費では、学校給食施設管理費で、美浦中学校給食室のガス給湯器が十分に機能しなくなり、早急に交換が必要となったため、美浦中学校給食室ガス給湯器交換工事335万円の計上をいたしております。

次に、歳入予算について、御説明申し上げます。

前にお戻りいただきまして、議案書の8ページをお開きください。

初めに、国庫支出金について申し上げます。

国庫補助金の総務費国庫補助金では、今回の歳出予算で計上いたしました、新型コロナ農業経営安定化事業、新型コロナ対策地域経済活性化事業の財源としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,652万1,000円の増額補正をいたしております。

次に、繰入金について申し上げます。

基金繰入金の財政調整基金繰入金で、今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分といたしまして、335万円の増額補正をいたして、繰入金の総額を1億1,627万8,000円としております。

以上、今回の令和4年度美浦村一般会計補正予算（第4号）の概要について御説明申し上げます。

御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

**令和4年第1回
美浦村議会臨時会会議録 第1号**

令和4年5月12日 開議

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案一括上程・提案理由の説明省略・質疑・討論・採決)

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村税条例等の一部を改正する条例)

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

(令和3年度美浦村一般会計補正予算(第10号))

議案第4号 美浦村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第5号 令和4年度美浦村一般会計補正予算(第2号)

議案第6号 専決処分の承認を求めることについて

(公用車による事故の損害賠償の額の決定及び和解について)

1. 出席議員

1番	下村	宏君	2番	小泉	嘉忠君
3番	北出	攻君	4番	松村	広志君
5番	葉梨	公一君	6番	塚本	光司君
7番	岡沢	清君	8番	飯田	洋司君
9番	山崎	幸子君	10番	林	昌子君
11番	小泉	輝忠君	12番	沼崎	光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島	栄君		
教	育	長	富永	保君	
総	務	部	長	木鉛	昌夫君

保 健 福 祉 部 長	鈴 木 章 君
経 済 建 設 部 長	木 村 光 之 君
教 育 部 長	菅 野 眞 照 君
総 務 課 長	青 野 克 美 君
企 画 財 政 課 長	大 竹 裕 幸 君
税 務 課 長	佐 藤 大 吾 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	柳 堀 浩
書 記	木 村 弘 子
書 記	渡 邊 涼 介

午後1時37分 開会・開議

○議長（下村 宏君） 皆さんこんにちは。

令和4年第1回臨時会への御参集、大変お疲れさまです。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和4年第1回美浦村議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（下村 宏君） それでは議事に入ります前に、村長の御挨拶をいただきたいと思えます。

村長。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） 改めましてこんにちは。

令和4年第1回美浦村議会臨時会に御参集、大変御苦労さまでございます。

コロナの感染が終息には至っておりませんが、今年のゴールデンウィークは行動制限をしない取組を全国的に試みました。その結果、観光地によっては多少の違いはありますが、通年の人出の7割から9割ほど回復したとの報告がされております。茨城県も観光地ではにぎわいが報告をされております。行動制限を規制しなければ経済活動が活発化することが、報道でも分かります。感染拡大につながることは、慎重に対応していかなければなりません。早期に感染が終息することを願いたいものであります。

議員各位におかれましては、感染抑止に徹底されていますことに感謝申し上げますとともに、

村民にもさらなる感染抑止への意識向上につながることを期待したいと思います。今以上に感染者が増えることがなければ、今年28日、29日に、春の文化祭が3年ぶりに開催する予定であります。開催できれば、美浦村のふるさと大使をされています棚橋幸代さんが総合司会をされますので、議員各位におかれましても文化祭を見ていただけると幸いです。

本日の議会臨時会の案件は、議案第1号で、専決処分の承認を求めることについて（美浦村税条例等の一部を改正する条例）が1件、議案第2号で、専決処分の承認を求めることについて（美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）が1件、議案第3号で、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度美浦村一般会計補正予算（第10号））が1件、議案第4号で、美浦村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が1件、議案第5号で、令和4年度美浦村一般会計補正予算（第2号）が1件、議案第6号で、専決処分の承認を求めることについて（公用車による事故の損害賠償の額の決定及び和解について）が1件の6議案であります。

議員各位には、御審議の上、適切なる議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名します。

10番議員 林 昌子 君

11番議員 小 泉 輝 忠 君

12番議員 沼 崎 光 芳 君

以上、3名を指名いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村税条例等の一部を改正する条例）から、議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（公用車による事故の損害賠償の額の決定及び和解について）までの6議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、提案理由の説明書を事前に皆様に配付をしております。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第6号について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

それでは、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村税条例等の一部を改正する条例）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

岡沢議員。

○7番（岡沢 清君） タブレットのページでいいかと、20ページです。

固定資産税に係る項目となっています。これまでと違うのは、——新旧対照表を見てのわけですが、20ページです。途中省きますが「以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度の固定資産税にあつては、100分の2.5）」とあります。

まず、ここで書かれている商業地は、本村のどの地区、地域を指すのか、お尋ねします。

そして、この商業地等に係る令和4年度の固定資産税にあつて100分の2.5とあります。固定資産税は土地に係るもの、家屋に係るもの、償却資産に係るものがあるわけですが、この場合は土地に係るものと解釈します。

では、土地に係る固定資産税の当初予算額は、2,228万8,800円です。この当初予算の額に変更はあるのでしょうか。影響はあるのでしょうか。影響があるとすればどの程度ものなのか、お答えください。

○議長（下村 宏君） 内容が細かいので、税務課長を呼ぶというようなことでありますので、暫時休憩をしたいと思いますというふうに思います。

皆さんよろしく申し上げます。

午後1時46分 休憩

午後1時50分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの岡沢議員の質疑に対しましてですね、答弁を求めます。

総務部長 木鉛昌夫君。

〔総務部長 木鉛昌夫君登壇〕

○総務部長（木鉛昌夫君） お時間いただき、大変失礼しました。

ただいまの岡沢議員の御質問にお答えを申し上げます。

商業地等に係る件でございますが、本村において商業地に指定されている場所はございませ

ん。ですので、それともう一つですね、令和3年度に限りまして、この負担調整措置そのものが令和2年度から据置きをされております。そういう関係で、当初予算への影響もないということでございます。

それから、土地の課税標準額が上昇する場合でも、現行の5%を2.5%に抑えるというような制度でございます。それもですね、先ほど申し上げましたように、本村で商業地域に指定されてる場所はございませんので、本村に対しての影響はございません。

ただ、国のほうの法律改正に合わせまして、本村の税条例の当該箇所についても同じように改正をしたということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（下村 宏君） 岡沢議員。

○7番（岡沢 清君） ただいまの答弁で、本村においては商業地に該当するところがないということですが、条例には「商業地等に係る」と書いてあります。この商業地という概念をどうやって捉えたらいいのか、全くの不明です。

本村において商業地に該当することが、これから先ずっとないのか。あるいは、どういう条件になればあるのか、そのことについてお答えください。

○議長（下村 宏君） 総務部長 木鉛昌夫君。

〔総務部長 木鉛昌夫君登壇〕

○総務部長（木鉛昌夫君） 岡沢議員の御質問にお答え申し上げます。

本村において商業地というのがございませんということで、ただいま私のほうで厳密な商業地に係る要件そのものを理解してございません。誠に申し訳ございませんが、本会議終了後にはですね、その商業地たるものの条件を調べまして、それを踏まえて、本村において今後そのような土地が指定されるのかどうか。そういうものも含めて、議員の皆様は別の形で御報告をさせていただくということをお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（下村 宏君） 岡沢議員。

○7番（岡沢 清君） 定例会であれば、議案について常任委員会で説明があったりします。ですから、そういう場があれば質疑できたんですけども、このたびはそういった説明の場がなかったので、こちらも聞けませんでした。ですから、私も考えたんですが、いきなりこのような質問をしても、執行部としても困ってしまうだろうとは思っていました。後に、私の質問に対しての説明をしていただけたということで、それで十分です。

以上、質問を終わります。

○議長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定をいたしました。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

岡沢議員。

○7番（岡沢 清君） やはりタブレットの新旧対照表を見ているわけですが、29ページです。

本条例改正案は、いわゆる賦課限度額を63万円から65万円に上げるというもの。

また、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を19万円から20万円に上げるというものです。

では実際に、この賦課限度額を上げることによって、被保険者——住民の中で課税限度額が上がって、納める額が上がるという村民がいるのでしょうか。お答えください。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 鈴木 章君。

〔保健福祉部長 鈴木 章君登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 章君） 岡沢議員の質問にお答えいたします。

美浦村年間分の本計算が、7月です。6月の中旬、下旬あたりから、所得の区分、もしくはその限度額に該当する世帯数、及びその超過限度額を超える金額という表のほうが出るんですけども、そちらのほう待たないと現時点では該当するかどうかというのはお答えはできないんですね。昨年度のものでしたら資料のほうで、例えば何世帯あるとか、そういったものは出ておりますので、はい。今回の改正に伴って限度額となる、限度額を超える世帯についてはどのくらい出るかというのは、7月あたりまでお待ちいただかないとお答えすることはできません。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 岡沢議員。

○7番（岡沢 清君） 国保税の本算定が7月に行われるということは承知しています。ですから、保健福祉部長がその前に答えられたのは当然のことかと考えます。ですが、税条例の改正案を提出しているわけですから、心情としてはそういった数値についてもつかんでいただく。何人とは言えないとしても大体でも結構ですから、そのように答えていただきたかったというのが素直な感想です。

以上で質問を終わります。

○議長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定をいたしました。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度美浦村一般会計補正予算（第10号））の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定をいたしました。

議案第4号 美浦村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第5号 令和4年度美浦村一般会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（公用車による事故の損害賠償の額の決定及び和解について）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

会議を閉じます。

令和4年第1回美浦村議会臨時会を閉会といたします。

皆さん大変お疲れさまでした。

午後2時03分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 下 村 宏

署 名 議 員 林 昌 子

署 名 議 員 小 泉 輝 忠

署 名 議 員 沼 崎 光 芳